

東海クラブ規約

第1章 総則

第1条【名称】 本会は東海クラブという、事務局は会長宅におく。

第2条【目的】 本会は会員相互の親睦をはかり、東海大四高校バスケットボール部の健全な向上発展に寄与することを目的とする。

第3条【会員】 本会は、正会員、賛助会員をもって構成する。

- (1) 正会員 東海大四高校バスケットボール部に3年間在籍し、卒業したもの。
- (2) 賛助会員 本会の主旨に賛同し、幹事会において承認された者。

第4条【活動】 本会は、第2条の目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 会員相互の親睦を計るため、総会を開催する。
- (2) 東海クラブ及び東海大四高校バスケットボール部（現役）の活動状況を会員に報告する。
- (3) 東海大四高校バスケットボール部への援助活動を行う。
- (4) その他、必要な事項。

第5条【役員】 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 副幹事長 若干名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 副事務局長 若干名
- (7) 事務局員 若干名
- (8) 会計 1名
- (9) 会計監査 2名

第6条【相談役】 本会に相談役を置くことができる。相談役は幹事会の推薦により、総会の承認を得て会長が委嘱し、本会の重要事項について、諮問に応じる。

第7条【役員の任務】 役員は次の任務を遂行する。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、状況により会長任務を代行する。
- (3) 幹事長、OB会と現役監督、スタッフとの連絡を密にし、円滑な運営に努める。
- (4) 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長任務を代行する。
親睦事業、バスケットボール活動に関する事業の任務を行う。
- (5) 事務局長は、事務局員を指揮し庶務、広報、会計その他の事務を行う。
- (6) 事務局員は、事務局長の指示のもとに担当任務を遂行する。
- (7) 会計は、本会の会計業務を行う。
- (8) 会計監査は、会計監査を行い、総会に報告する。

第8条【役員の任期】 役員の任期は2ヶ年とする。ただし、再任をさまたげない。

第2章 会議

第1条【会議】 本会の目的を達成するため、次の会議をもつ。

- (1) 総会
- (2) 幹事会

第2条【総会】 総会は、毎年1回開催し、会長がこれを召集する。臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は幹事会の要求があったとき、これを召集する。

第3条【総会の決議事項】 総会は次のことを議決する。

- (1) 役員を選出及び、相談役、新会員の承認。
- (2) 活動報告及び計画要綱の決定。
- (3) 会計報告及び予算案の承認。
- (4) 提案事項の承認
- (5) 規約の改廃
- (6) その他の重要事項

第4条【幹事会】 幹事会は会長、副会長、幹事長、副幹事長、事務局長、副事務局長、事務局員及び幹事会が認めた者によって構成され、会長または事務局長がこれを召集し、次の事項を遂行する。

- (1) 総会において議決あるいは委嘱された事項。
- (2) 総会への提出議案の作成。
- (3) 緊急事項の処理。
- (4) その他の重要事項。

第3章 会計

第1条【会計年度】 本会の会計年度は1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第2条【運営経費】 本会は、下記の収入によって運営する。

- (1) 年会費
- (2) 寄付金
- (3) その他

第3条【会費】会費は、年2,000円以上とし、毎年8月末までに納入すること。

第4条【会計監査】 本会の会計監査は、年1回行う。

第3章 付則

付則 本規約は、平成21年4月1日より施行する。